

●香川県告示第69号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を令和3年2月19日から3月5日までさぬき市漁業協同組合において縦覧に供する。

令和3年2月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 発起人の住所及び氏名
さぬき市小田601番地 松岡 秀樹
さぬき市小田1577番地 鶴井 巖
さぬき市小田60番地 松岡 勇樹
- 2 加入区の名称
小田加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
さぬき市漁業協同組合